

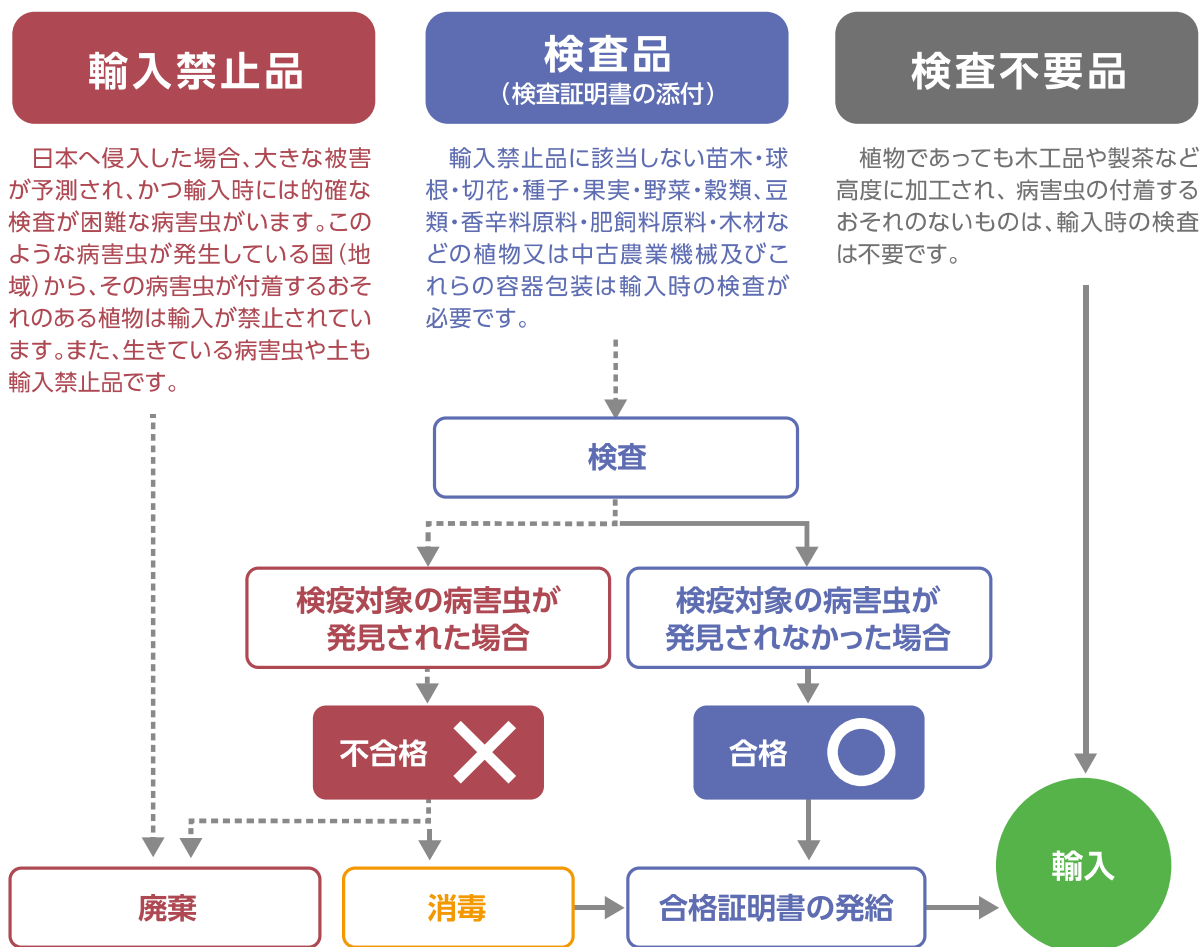
海外からの病害虫の 侵入を防ぐために 輸入検疫を行っています



輸入検疫では、量や商用・個人用を問わず、貨物、携帯品、郵便物で輸入されるすべての植物等が対象となります。

植物等の輸入にあたっては、輸出国政府機関が発行した検査証明書を添付することが法律で定められています（一部の植物等については検査証明書の添付が免除）。

輸入検疫の流れ



海港における貨物の検査

大型専用船で穀類、青果物、木材など、コンテナ船で青果物、切花、球根、種子、中古農業機械などが輸入され、港で検査をしています。



船内での穀類の検査



青果物の検査

空港における貨物の検査

航空貨物では切花、苗、球根、青果物などが輸入されます。また、本格輸入に先立つサンプル輸入として多種多様な小口貨物などもあり、到着した空港で検査をしています。



切花の検査



苗の検査

携帯品の検査

入国する旅行客が携行して持ち込む果物や野菜などの植物は、到着後、税関検査場内にある「植物検疫カウンター」で、税関検査に先立って検査をしています。検査に当たっては動植物検疫探知犬が活躍しています。



植物検疫カウンター



動植物検疫探知犬

国際郵便物の検査

国際郵便物の通関手続が行われる郵便局において、輸入された植物等の検査をしています。動植物検疫探知犬も活躍しています。



多肉植物の検査

種苗の検査

種子などは、目視検査だけでは発見できない病気に感染している可能性があり、検定室でブロッター法、遺伝子診断法等を用いた精密な検査も実施しています。



ブロッター法による検査

隔離検査

ウイルス等輸入時点の検査のみではその検出が困難な花の球根、果樹の苗木・穂木、いも類などでは、他の植物から隔離された国のほ場などで一定期間栽培し、精密な検査をしています。



汁液接種



隔離温室

高い同定診断技術が検査を支えています

病害虫は世界中に非常に多くの種類が存在しています。検査で発見された病害虫の種類を正確に見分けること(同定)は、植物検疫にとって極めて重要な業務です。

また、検査等で発見された国内外の病害虫の標本の収集、植物防疫官が病害虫を同定するための資料作成及びこれらを用いた研修の実施など、同定技術の向上を図っています。

